

# 群馬労働局と県内すべての信用金庫が 「働き方改革に関する包括連携協定」を締結しました

平成29年8月29日、群馬労働局と県内に本社機能を有する信用金庫(7金庫)は、密接に連携し、群馬県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、「働き方改革についての包括連携に関する協定」を締結いたしました。



左より 北群馬信用金庫 入澤専務理事、利根郡信用金庫 坂井専務理事、桐生信用金庫 津久井理事長、半田労働局長、高崎信用金庫 新井理事長、アイオー信用金庫 赤石理事長、館林信用金庫 早川理事長、しなのめ信用金庫 井上専務理事

## 包括連携協定の主な内容

### ◇連携事項

- ・労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
- ・県内の雇用の促進及び安定に関すること
- ・県内の企業における人材育成に関すること
- ・県内の企業における多様な働き方に関すること
- ・県内の企業における労働生産性の向上に関すること
- ・群馬労働局の施策の広報・周知に関すること など

### ◇包括連携協定により期待される効果

- ・お互いの知見を交換して双方の業務運営に役立てることができる
- ・両者の連携により、国の施策・方針や各種支援策を理解した信用金庫の職員がその見識を活用して、一層適宜適切な提案を中小企業事業主に行うことができる
- ・信用金庫の各支店等を通じて、迅速かつ広範囲に群馬労働局からの広報・啓発等を進めることができる
- ・その他働き方改革に係る好事例の収集・情報発信 など